

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整 理 番 号		R7吉田久長			経営管理実施権の設定を受ける者（丙）				(名称)		(所在地)	
					経営管理権の設定を受ける市町村（乙）				(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
									秩父広域森林組合 代表理事組合長 吉田 廣文		埼玉県秩父市日野田町一丁目7番10号	
									秩父市長 北堀 篤		埼玉県秩父市熊木町8番15号	
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
1	秩父市吉田久長	1487	40	107-2	山林	0.0171	スギ	42	2025.4.1	2034.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年1回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	（1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （2. 木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （3. 伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の2割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （4. 留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（3. 伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
2	秩父市吉田久長	1488	40	107-1	山林	0.0218	竹林		2025.4.1	2034.3.31		
3	秩父市吉田久長	1501	40	101-1	畑	0.1586	スギ	56	2025.4.1	2034.3.31		
4	秩父市吉田久長	1502-1	40	110-1	山林	0.3713	スギ	56	2025.4.1	2034.3.31		
5	秩父市吉田久長	1502-2	40	111	山林	0.0591	スギ	62	2025.4.1	2034.3.31		
6	秩父市吉田久長	1502-3	40	109	山林	0.3907	その他広葉樹	63	2025.4.1	2034.3.31		
7	秩父市吉田久長	1480	40	100	山林	0.0780	その他広葉樹	61	2025.4.1	2034.3.31		
8	秩父市吉田久長	1489	40	107-1	山林	0.0137	竹林		2025.4.1	2034.3.31		
9	秩父市吉田久長	1493	40	107-1	畑	0.1523	竹林		2025.4.1	2034.3.31		
10	秩父市吉田久長	1482-1	40	100	山林	0.4222	その他広葉樹	61	2025.4.1	2034.3.31		
11	秩父市吉田久長	1490-1	40	107-3	山林	0.0598	ヒノキ	42	2025.4.1	2034.3.31		
12	秩父市吉田久長	1494	40	107-1	山林	0.0221	竹林		2025.4.1	2034.3.31		
13	秩父市吉田久長	1483	40	98-1	山林	0.1553	スギ	50	2025.4.1	2034.3.31		
14	秩父市吉田久長	1490-2	40	107-1	山林	0.0241	竹林		2025.4.1	2034.3.31		
15	秩父市吉田久長	1496	40	107-3	山林	0.0819	ヒノキ	42	2025.4.1	2034.3.31		
16	秩父市吉田久長	1484	40	96	山林	0.7014	スギ	68	2025.4.1	2034.3.31		
17	秩父市吉田久長	1485	40	96	山林	0.1378	スギ	68	2025.4.1	2034.3.31		
18	秩父市吉田久長	1486	40	96	山林	0.2155	スギ	68	2025.4.1	2034.3.31		
19	秩父市吉田久長	1491	40	107-1	山林	0.0806	竹林		2025.4.1	2034.3.31		
20	秩父市吉田久長	1492-1	40	107-1	山林	0.2773	竹林		2025.4.1	2034.3.31		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （Ｂ）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （Ｃ）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
21	秩父市吉田久長	1492-2	40	107-1	山林	0.0631	竹林		2025.4.1	2034.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を１回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年１回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 （４．留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の２割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。
22	秩父市吉田久長	1478-1	40	101	畑	0.072	その他広葉樹	61	2025.4.1	2034.3.31		
23	秩父市吉田久長	1479	40	107-1	畑	0.0294	竹林		2025.4.1	2034.3.31		
24	秩父市吉田久長	1481-1	40	100	畑	0.1093	その他広葉樹	61	2025.4.1	2034.3.31		
25	秩父市吉田久長	1495	40	111	畑	0.155	スギ	62	2025.4.1	2034.3.31		
26	秩父市吉田久長	1499	40	111	畑	0.1821	スギ	62	2025.4.1	2034.3.31		
27	秩父市吉田久長	1500	40	111	山林	0.0565	スギ	62	2025.4.1	2034.3.31		
28	秩父市吉田久長	1503-1	40	112	山林	0.7953	その他広葉樹	57	2025.4.1	2034.3.31		
29	秩父市吉田久長	1503-3	40	113	山林	0.031	クヌギ	57	2025.4.1	2034.3.31		
30	秩父市吉田久長	1503-4	40	113	山林	0.0958	クヌギ	57	2025.4.1	2034.3.31		
31	秩父市吉田久長	1503-2	40	111	畑	0.1801	スギ	62	2025.4.1	2034.3.31		
32	秩父市吉田久長	1504-1	40	90	山林	0.6995	スギ	76	2025.4.1	2034.3.31		
33	秩父市吉田久長	1504-2	40	91	山林	0.1778	スギ	76	2025.4.1	2034.3.31		
34	秩父市吉田久長	1505	40	90	山林	0.3768	スギ	79	2025.4.1	2034.3.31		
35	秩父市吉田久長	1506	38	98-1	山林	0.2528	アカマツ	56	2025.4.1	2034.3.31		
36	秩父市吉田久長	1541-1	40	89	山林	0.0664	スギ	76	2025.4.1	2034.3.31		
37	秩父市吉田久長	1541-2	40	89	山林	0.1834	スギ	76	2025.4.1	2034.3.31		
38	秩父市吉田久長	1507	38	99	山林	0.076	スギ	81	2025.4.1	2034.3.31		
39	秩父市吉田久長	1508	38	97	山林	0.032	ヒノキ	66	2025.4.1	2034.3.31		
40	秩父市吉田久長	1519	38	79-1	山林	0.0618	スギ	63	2025.4.1	2034.3.31		
41	秩父市吉田久長	1520-1	38	69-1	山林	0.036	スギ	56	2025.4.1	2034.3.31		
42	秩父市吉田久長	1520-2	38	69-1	山林	0.1305	スギ	56	2025.4.1	2034.3.31		
43	秩父市吉田久長	1520-3	38	62	山林	0.0049	スギ	69	2025.4.1	2034.3.31		
44	秩父市吉田久長	1520-4	38	61-1	山林	0.0105	スギ	67	2025.4.1	2034.3.31		
45	秩父市吉田久長	1550	39	11-1	山林	0.08	スギ	58	2025.4.1	2034.3.31		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （Ｂ）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （Ｃ）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
46	秩父市吉田久長	1509	38	100	山林	0.0925	スギ	63	2025.4.1	2034.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を１回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年１回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 （４．留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の２割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。
47	秩父市吉田久長	1510	38	95	山林	0.0991	ヒノキ	58	2025.4.1	2034.3.31		
48	秩父市吉田久長	1548	38	46	山林	0.1573	スギ	44	2025.4.1	2034.3.31		
49	秩父市吉田久長	1511	38	96-1	山林	0.1434	ヒノキ	58	2025.4.1	2034.3.31		
50	秩父市吉田久長	1530	38	67	山林	0.1127	スギ	66	2025.4.1	2034.3.31		
51	秩父市吉田久長	1532	38	61-1	山林	0.6009	スギ	67	2025.4.1	2034.3.31		
52	秩父市吉田久長	1512	38	91	山林	0.0707	スギ	58	2025.4.1	2034.3.31		
53	秩父市吉田久長	1513	38	92	山林	0.0496	スギ	62	2025.4.1	2034.3.31		
54	秩父市吉田久長	1515	38	80	山林	3.4928	ヒノキ	64	2025.4.1	2034.3.31		
55	秩父市吉田久長	1516	38	85-1	山林	0.0664	スギ	57	2025.4.1	2034.3.31		
56	秩父市吉田久長	1517	38	85-1	山林	0.037	スギ	57	2025.4.1	2034.3.31		
57	秩父市吉田久長	1518	38	82	山林	0.1434	スギ	74	2025.4.1	2034.3.31		
58	秩父市吉田久長	1521	38	74	山林	0.9395	スギ	63	2025.4.1	2034.3.31		
59	秩父市吉田久長	1522	38	77	山林	0.2006	ヒノキ	40	2025.4.1	2034.3.31		
60	秩父市吉田久長	1523	38	69-1	山林	0.1256	スギ	61	2025.4.1	2034.3.31		
61	秩父市吉田久長	1514	38	94	山林	0.2809	スギ	63	2025.4.1	2034.3.31		
62	秩父市吉田久長	1540	40	87	山林	0.0099	スギ	78	2025.4.1	2034.3.31		
63	秩父市吉田久長	1524	38	70-1	山林	0.2519	ヒノキ	88	2025.4.1	2034.3.31		
64	秩父市吉田久長	1526-1	38	72	山林	0.0528	スギ	77	2025.4.1	2034.3.31		
65	秩父市吉田久長	1526-2	38	72	山林	0.0776	スギ	77	2025.4.1	2034.3.31		
66	秩父市吉田久長	1525	38	70-1	山林	0.0555	ヒノキ	88	2025.4.1	2034.3.31		
67	秩父市吉田久長	1527	38	73	山林	0.3652	スギ	68	2025.4.1	2034.3.31		
68	秩父市吉田久長	1534	38	58	山林	0.1031	アカマツ	63	2025.4.1	2034.3.31		
69	秩父市吉田久長	1549	38	45	山林	0.036	その他広葉樹	71	2025.4.1	2034.3.31		
70	秩父市吉田久長	1529	38	65-1	山林	0.4056	スギ	65	2025.4.1	2034.3.31		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 （終期） （Ｂ）	経営管理権に基 づいて行われる 経営管理の内容 （Ｃ）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を 控除してなお利益がある場合において甲に支払わ れるべき金銭（Ｄ）の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢				
71	秩父市吉田久長	1531	38	63	山林	0.6413	その他広葉樹	58	2025.4.1	2034.3.31	○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を１回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のための年１回森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。	（１．甲に支払われるべき金銭の額の算定方法） ○ 間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から間伐に係る経費、木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する間伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 乙が算定する木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額により算出する。 ○ 社会情勢の変化等、経営管理実施権者の責によらない場合で、当初見積額の２割を超える経費の増が見込まれる場合は、その根拠を明らかにした上で、乙に対して改めて見積書を提出し、乙の了承を得た場合は、当該見積の額に基づいて経費を算定することができる。 （４．留意事項） ○ 伐採等に要した経費の実費が（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
72	秩父市吉田久長	1533	38	59-1	山林	1.5044	クヌギ	48	2025.4.1	2034.3.31		
73	秩父市吉田久長	1535-1	38	58	山林	0.1114	アカマツ	63	2025.4.1	2034.3.31		
74	秩父市吉田久長	1535-2	38	56	山林	0.2608	クヌギ	48	2025.4.1	2034.3.31		
75	秩父市吉田久長	1547	39	10	山林	0.0161	ヒノキ	51	2025.4.1	2034.3.31		
76	秩父市吉田久長	1536	38	56-1	山林	0.976	クヌギ	48	2025.4.1	2034.3.31		
77	秩父市吉田久長	1537	38	53	山林	0.1477	アカマツ	66	2025.4.1	2034.3.31		
78	秩父市吉田久長	1539-1	38	53	山林	0.1599	アカマツ	66	2025.4.1	2034.3.31		
79	秩父市吉田久長	1538-1	38	48-2	山林	0.8095	スギ	61	2025.4.1	2034.3.31		
80	秩父市吉田久長	1538-2	38	50-1	山林	0.1557	スギ	59	2025.4.1	2034.3.31		
81	秩父市吉田久長	1538-3	38	50-1	山林	0.512	スギ	59	2025.4.1	2034.3.31		
82	秩父市吉田久長	1497	40	107-3	山林	0.0532	ヒノキ	42	2025.4.1	2034.3.31		
83	秩父市吉田久長	1498-1	40	95-1	山林	0.5798	スギ	68	2025.4.1	2034.3.31		
84	秩父市吉田久長	1498-2	40	94	山林	0.3358	ヒノキ	67	2025.4.1	2034.3.31		
85	秩父市吉田久長	1497	40	107-3	山林	0.0532	ヒノキ	42	2025.4.1	2034.3.31		
86	秩父市吉田久長	1498-1	40	95-1	山林	0.5798	スギ	68	2025.4.1	2034.3.31		
87	秩父市吉田久長	1498-2	40	94	山林	0.3358	ヒノキ	67	2025.4.1	2034.3.31		
88	秩父市吉田久長	1528	38	68	山林	0.1322	その他広葉樹	64	2025.4.1	2034.3.31		
89	秩父市吉田久長	1528	38	68	山林	0.1322	その他広葉樹	64	2025.4.1	2034.3.31		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
1	秩父市吉田久長	1487	40	107-2	山林	0.0171	スギ	42	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座			
2	秩父市吉田久長	1488	40	107-1	山林	0.0218	竹林					
3	秩父市吉田久長	1501	40	101-1	畑	0.1586	スギ	56				
4	秩父市吉田久長	1502-1	40	110-1	山林	0.3713	スギ	56				
5	秩父市吉田久長	1502-2	40	111	山林	0.0591	スギ	62				
6	秩父市吉田久長	1502-3	40	109	山林	0.3907	その他広葉樹	63				
7	秩父市吉田久長	1480	40	100	山林	0.0780	その他広葉樹	61				
8	秩父市吉田久長	1489	40	107-1	山林	0.0137	竹林					
9	秩父市吉田久長	1493	40	107-1	畑	0.1523	竹林					
10	秩父市吉田久長	1482-1	40	100	山林	0.4222	その他広葉樹	61				
11	秩父市吉田久長	1490-1	40	107-3	山林	0.0598	ヒノキ	42				
12	秩父市吉田久長	1494	40	107-1	山林	0.0221	竹林					
13	秩父市吉田久長	1483	40	98-1	山林	0.1553	スギ	50				
14	秩父市吉田久長	1490-2	40	107-1	山林	0.0241	竹林					
15	秩父市吉田久長	1496	40	107-3	山林	0.0819	ヒノキ	42				
16	秩父市吉田久長	1484	40	96	山林	0.7014	スギ	68				
17	秩父市吉田久長	1485	40	96	山林	0.1378	スギ	68				
18	秩父市吉田久長	1486	40	96	山林	0.2155	スギ	68				
19	秩父市吉田久長	1491	40	107-1	山林	0.0806	竹林					
20	秩父市吉田久長	1492-1	40	107-1	山林	0.2773	竹林					
21	秩父市吉田久長	1492-2	40	107-1	山林	0.0631	竹林					
22	秩父市吉田久長	1478-1	40	101	畑	0.072	その他広葉樹	61				
23	秩父市吉田久長	1479	40	107-1	畑	0.0294	竹林					
24	秩父市吉田久長	1481-1	40	100	畑	0.1093	その他広葉樹	61				
25	秩父市吉田久長	1495	40	111	畑	0.155	スギ	62				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
26	秩父市吉田久長	1499	40	111	畑	0.1821	スギ	62	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座			
27	秩父市吉田久長	1500	40	111	山林	0.0565	スギ	62				
28	秩父市吉田久長	1503-1	40	112	山林	0.7953	その他広葉樹	57				
29	秩父市吉田久長	1503-3	40	113	山林	0.031	クヌギ	57				
30	秩父市吉田久長	1503-4	40	113	山林	0.0958	クヌギ	57				
31	秩父市吉田久長	1503-2	40	111	畑	0.1801	スギ	62				
32	秩父市吉田久長	1504-1	40	90	山林	0.6995	スギ	76				
33	秩父市吉田久長	1504-2	40	91	山林	0.1778	スギ	76				
34	秩父市吉田久長	1505	40	90	山林	0.3768	スギ	79				
35	秩父市吉田久長	1506	38	98-1	山林	0.2528	アカマツ	56				
36	秩父市吉田久長	1541-1	40	89	山林	0.0664	スギ	76				
37	秩父市吉田久長	1541-2	40	89	山林	0.1834	スギ	76				
38	秩父市吉田久長	1507	38	99	山林	0.076	スギ	81				
39	秩父市吉田久長	1508	38	97	山林	0.032	ヒノキ	66				
40	秩父市吉田久長	1519	38	79-1	山林	0.0618	スギ	63				
41	秩父市吉田久長	1520-1	38	69-1	山林	0.036	スギ	56				
42	秩父市吉田久長	1520-2	38	69-1	山林	0.1305	スギ	56				
43	秩父市吉田久長	1520-3	38	62	山林	0.0049	スギ	69				
44	秩父市吉田久長	1520-4	38	61-1	山林	0.0105	スギ	67				
45	秩父市吉田久長	1550	39	11-1	山林	0.08	スギ	58				
46	秩父市吉田久長	1509	38	100	山林	0.0925	スギ	63				
47	秩父市吉田久長	1510	38	95	山林	0.0991	ヒノキ	58				
48	秩父市吉田久長	1548	38	46	山林	0.1573	スギ	44				
49	秩父市吉田久長	1511	38	96-1	山林	0.1434	ヒノキ	58				
50	秩父市吉田久長	1530	38	67	山林	0.1127	スギ	66				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
51	秩父市吉田久長	1532	38	61-1	山林	0.6009	スギ	67	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座			
52	秩父市吉田久長	1512	38	91	山林	0.0707	スギ	58				
53	秩父市吉田久長	1513	38	92	山林	0.0496	スギ	62				
54	秩父市吉田久長	1515	38	80	山林	3.4928	ヒノキ	64				
55	秩父市吉田久長	1516	38	85-1	山林	0.0664	スギ	57				
56	秩父市吉田久長	1517	38	85-1	山林	0.037	スギ	57				
57	秩父市吉田久長	1518	38	82	山林	0.1434	スギ	74				
58	秩父市吉田久長	1521	38	74	山林	0.9395	スギ	63				
59	秩父市吉田久長	1522	38	77	山林	0.2006	ヒノキ	40				
60	秩父市吉田久長	1523	38	69-1	山林	0.1256	スギ	61				
61	秩父市吉田久長	1514	38	94	山林	0.2809	スギ	63				
62	秩父市吉田久長	1540	40	87	山林	0.0099	スギ	78				
63	秩父市吉田久長	1524	38	70-1	山林	0.2519	ヒノキ	88				
64	秩父市吉田久長	1526-1	38	72	山林	0.0528	スギ	77				
65	秩父市吉田久長	1526-2	38	72	山林	0.0776	スギ	77				
66	秩父市吉田久長	1525	38	70-1	山林	0.0555	ヒノキ	88				
67	秩父市吉田久長	1527	38	73	山林	0.3652	スギ	68				
68	秩父市吉田久長	1534	38	58	山林	0.1031	アカマツ	63				
69	秩父市吉田久長	1549	38	45	山林	0.036	その他広葉樹	71				
70	秩父市吉田久長	1529	38	65-1	山林	0.4056	スギ	65				
71	秩父市吉田久長	1531	38	63	山林	0.6413	その他広葉樹	58				
72	秩父市吉田久長	1533	38	59-1	山林	1.5044	クヌギ	48				
73	秩父市吉田久長	1535-1	38	58	山林	0.1114	アカマツ	63				
74	秩父市吉田久長	1535-2	38	56	山林	0.2608	クヌギ	48				
75	秩父市吉田久長	1547	39	10	山林	0.0161	ヒノキ	51				

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢		住所又は所在地	氏名又は名称	
76	秩父市吉田久長	1536	38	56-1	山林	0.976	クヌギ	48	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、木材販売収入額の確定後、速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 （支払先） 甲の指定する口座			
77	秩父市吉田久長	1537	38	53	山林	0.1477	アカマツ	66				
78	秩父市吉田久長	1539-1	38	53	山林	0.1599	アカマツ	66				
79	秩父市吉田久長	1538-1	38	48-2	山林	0.8095	スギ	61				
80	秩父市吉田久長	1538-2	38	50-1	山林	0.1557	スギ	59				
81	秩父市吉田久長	1538-3	38	50-1	山林	0.512	スギ	59				
82	秩父市吉田久長	1497	40	107-3	山林	0.0532	ヒノキ	42				
83	秩父市吉田久長	1498-1	40	95-1	山林	0.5798	スギ	68				
84	秩父市吉田久長	1498-2	40	94	山林	0.3358	ヒノキ	67				
85	秩父市吉田久長	1497	40	107-3	山林	0.0532	ヒノキ	42				
86	秩父市吉田久長	1498-1	40	95-1	山林	0.5798	スギ	68				
87	秩父市吉田久長	1498-2	40	94	山林	0.3358	ヒノキ	67				
88	秩父市吉田久長	1528	38	68	山林	0.1322	その他広葉樹	64				
89	秩父市吉田久長	1528	38	68	山林	0.1322	その他広葉樹	64				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける者（丙） 住 所（同上） 秩父広域森林組合 代表理事組合長 吉田 廣文 印 権利の設定を受する市町村（乙） 住 所（同上） 秩父市長 北堀 篤 印												

（記載注意）

- （１） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- （２） （B）欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。
- （３） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- （４） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- （５） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（4）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、(1) 及び (10) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、(1) 及び (10) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができ、その場合甲はこれを承諾する。
なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1) に掲げる事項を実施する予定の森林について (1) に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払 (1 の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が 1 の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。) は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が 1 の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、(11) に掲げる事項による場合を除き、経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。